

Q 1 4 : 作成することによって、どんなメリットがありますか。

学校を含めた地域の関係機関が、それぞれの立場からサービスを提供して、児童生徒の地域生活全体を学校卒業後まで支えることが必要です。「個別の教育支援計画」を作成することで、児童生徒にとって、そのような支援を適切に受けられるメリットが生まれます。保護者を含めた支援者のネットワークで活用する「個別の教育支援計画」を本人と将来の生活の充実につなげることになります。

Q 1 5 : 引継はどのように行われるのですか。

転学や進学、卒業によって「個別の教育支援計画」の作成担当機関が変更となる場合は、(教育機関以外が作成担当になる場合は個別の支援計画) 引継が必要です。今までの支援内容の評価と改訂すべき点について整理し、保護者の了解を得た上で、次の作成担当機関へ「個別の教育支援計画」を引き継ぎます。

また、必要に応じて、支援会議を行います。また、「個別の教育支援計画」を活用することで、引継がスムーズになります。

Q 1 6 : 個人情報の保護についてはどうするのですか。

「個別の教育支援計画」についても、個人情報の保護が不可欠です。計画の作成・実施にかかわる、関係機関の担当者を明確にし、収集した個人情報について責任を持って管理し、利用目的以外に使用しないことが必要です。また、外部の機関との情報収集・提供に関することや校内の管理体制等について、校内の手続きを明確にしておきます。校内では鍵のかかる場所に保管します。

作成した「個別の教育支援計画」は、個人用ファイルに綴じ込み、管理に当たっては、個人情報保護法及び県並びに各市町村における個人情報保護条例等に基づき、適切な取扱に留意するとともに、個人の権利利益の保護を図ります。

【参考文献】

『地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A』(改訂版)

(H17.6) 全国特殊学校長会 編著

『小中学校における「個別の教育支援計画」の策定と活用』(H19.4)

全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会 編集